



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 歳入の徴収の事務の委託（子育て支援課） 1
- 土地改良区の定款の変更の認可（村づくり計画課） 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出・2件（村づくり計画課） 1
- 県営土地改良事業に係る換地処分（村づくり計画課） 3
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認・2件（文化振興課） 3
- 国道の供用の開始（道路管理課） 4

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（税務課） 4
- 特定調達契約に係る落札者の決定（農林水産総務課） 4

選挙管理委員会事項

- 個人演説会公営施設の指定 5

告 示

沖縄県告示第231号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

令和4年6月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した徴収事務 保育士等登録申請手数料、保育士登録証等書換え交付手数料及び保育士登録証等再交付手数料の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 社会福祉法人日本保育協会
 - (2) 所在地 東京都千代田区麴町一丁目6番地2
- 3 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

沖縄県告示第232号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年6月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 今帰仁村土地改良区
- 2 認可年月日 令和4年5月18日

沖縄県告示第233号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり兼箇段土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年6月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	比嘉豪志	うるま市字兼箇段730番地3コーポ桃原302
理事	金城光	うるま市字兼箇段641番地1
理事	田場新善	うるま市字兼箇段1407番地
理事	田場盛市	うるま市字兼箇段701番地1
理事	亀谷英雄	うるま市字兼箇段805番地
理事	比嘉忠	うるま市字兼箇段175番地
理事	金城俊輝	うるま市字兼箇段229番地
監事	田場竜太	沖縄市松本四丁目10番2号
監事	徳尾聡	うるま市字兼箇段198番地

任期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	宮里善一	沖縄市登川一丁目17番11号
理事	島袋善盛	うるま市字兼箇段1番地198
理事	田場増栄	沖縄市知花一丁目23番7号パークサイドティータ21
理事	玉城賢三	うるま市字兼箇段93番地1
理事	幸喜永煌	うるま市字兼箇段777番地
理事	阿嘉哲治	うるま市字兼箇段453番地
理事	金城文雄	うるま市字兼箇段238番地
監事	田場竜太	沖縄市松本四丁目10番2号
監事	田場新善	うるま市字兼箇段1407番地

沖縄県告示第234号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり沖縄本島南部土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年6月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	国吉真昭	糸満市字真栄里1752番地

任期 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	波平一男	糸満市字照屋185番地の2

沖縄県告示第235号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、宮古島市長中地区県営水利施設整備事業に係る換地処分をした。

令和4年6月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第236号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

令和4年6月10日

沖縄県文化観光スポーツ部長 宮 城 嗣 吉

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 令和4年7月12日から同年9月4日まで
- 4 観覧料の額
令和4年度美術館企画展「スケスケ展ースケると見える仕組みの世界ー」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	1,200円	1,000円
	大学生及び高校生	1,000円	800円
	中学生及び小学生	600円	480円

- 備考
- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
 - 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
 - 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
 - 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第237号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

令和4年6月10日

沖縄県文化観光スポーツ部長 宮 城 嗣 吉

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 令和4年7月20日から同年9月19日まで
- 4 観覧料の額
令和4年度博物館特別展「沖縄復帰後展」

	観覧料の額（1人につき）
--	--------------

区分		個人の場合		団体の場合	
博物館施設	一般	1,000円		800円	
	大学生及び高校生	500円		400円	
	中学生及び小学生	200円		160円	

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、令和4年6月10日から同月24日まで一般の縦覧に供する。

令和4年6月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 国道449号
- 2 供用開始の区間 本部町字渡久地大多良原803番4 から本部町字谷茶大崎原437番15まで
- 3 供用開始の期日 令和4年6月13日

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和4年6月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県税務事務トータルシステム運用業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部税務課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和4年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社オーシーシー 代表取締役 天久進 浦添市沢岬二丁目17番1号
- 5 契約金額 61,825,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和4年6月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県水産海洋技術センター漁業調査船 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県農林水産部農林水産総務課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札を決定した日 令和4年5月19日

- 4 落札者の名称及び所在地 前畑造船株式会社 代表取締役 北村與志郎 長崎県佐世保市千尽町6番地の3
- 5 落札金額 1,793,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和4年4月8日

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により、那覇市選挙管理委員会委員長から同条第1項第3号の規定に基づく個人演説会公営施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

令和4年6月10日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	管理者	指定年月日
那覇文化芸術劇場なはーと	那覇市久茂地3丁目26番27号	那覇市長	令和4年4月1日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
---	--